

ご利用方法

- まずは、利用登録が必要です。
⇒①②いずれかの方法により申し込みをお願いします。

① 登録申請書を政策企画課まで提出（FAX可：61-7081）

登録申請書は政策企画課で配布、またはホームページでダウンロードできます。

② パソコンまたは、スマートフォンから申し込む（二次元コードで登録できます）



特別な事情により、上記方法による登録ができない場合は、
「ふれ愛タクシー予約センター」で電話登録も受け付けます。
（電話：61-7080）

（いばらき電子申請届出サービス）

1. 電話予約

- ふれ愛タクシー予約センターへ、利用希望日・便名（時間）・乗降場所を電話予約してください。

- ・予約受付時間：利用する日の7日前から希望する便の運行開始時間30分前までです。
（1便8：00は前運行日17時まで）
- ・帰りもふれ愛タクシーをご利用になる場合は、予約が必要です。
- ・予約のキャンセルは、運行開始時間30分前までにふれ愛タクシー予約センターまでご連絡願います。（ただし、第1便のキャンセルは（株）布川交通☎62-5558に直接ご連絡願います）
- ・乗車定員（9人）を満たした場合、他の便への変更をお願いするか、お断りする場合があります。

2. お迎え

- ご自宅など、予約時に伺った場所へふれ愛タクシーがお迎えにあがります。

- ・ふれ愛タクシーがお迎え場所に到着後、しばらく経ってもお越しにならない場合は、キャンセル扱いとさせていただきます。
- ・運転手が車から降り、建物等の中までお客様を迎えに行くことはできませんので、必ず、ふれ愛タクシーの到着が確認できる場所でお待ちください。
- ・無断キャンセルが続く場合、その後の乗車をお断りする場合があります。
- ・複数の予約が入っている場合は、乗り合いとなり、順番にお迎えに行くため、時間がかかります。
- ・介護タクシーではないため、乗降時など運転手は介助できません。一人での乗降が難しい方が利用する場合は、必ず付き添いの方が同乗してください。

3. 支払い

●利用料金の支払いをお願いします。

- ・乗車の際に、運転手に利用料金をお支払いください。（現金・町が発行するタクシー利用券のみ）
※お釣りのないようご協力をお願いします。
- ・領収書が必要な場合は、降車時に運転手へお申し付けください。
※領収書の再発行、日付をさかのぼっての発行はできません。

利根町高齢者運転免許証自主返納支援事業で交付される、利用券です。

4. 目的地へ

●ご希望の目的地へお送りいたします。

- ・利用者が複数いる場合、各目的地によって運行ルートが決まるため、乗車した順に目的地へ到着するとは限りません。
- ・運行ルートや乗降者の順序の指定もできません。
- ・1回の乗車での複数場所への途中下車（車を待たせての用足し）はできません。
- ・帰りもふれ愛タクシーをご利用になる場合は、予約が必要ですのでご注意ください。

●ふれ愛タクシーを利用できる方

- ・利根町民の方
- ・特例地域（表面参照）にお住まいの方

※お身体の状態等により利用をお断りする場合がありますので予めご了承ください。

※お一人での乗車や料金の支払いができない方、乗降先の判断が困難な方が利用する場合は、介助者が同乗する場合に限り、利用できます。同乗者の付き添いの方は利用登録されていない方や町外の方も可能です。

●乗車のルール

乗り合いとなるため、次のような場合は、乗車をお断りいたしますので予めご了承ください。

- ・小学生未満の幼児一人での乗車（保護者同伴の場合は利用できます）
- ・車内での飲食や喫煙、また、著しく車内の風紀を乱す行為を行うと認められるとき
- ・ペットや大きな荷物の持ち込み（ベビーカーやシルバーカーなど折りたためるものは可）
- ・営業、勧誘目的での乗車
- ・泥酔した方、又は不潔な服装をした方で、他の利用者の迷惑になるとき
- ・その他、ふれ愛タクシー運行業務の妨げになると認められるとき

予約・
問合せは
こちらまで

ふれ愛タクシー予約センター ☎61-7080

受付時間：午前8：30～午後5：00（運行日のみ受付）

*運行は、月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

*予約は運行開始時間の30分前まで受付（1便は、前運行日17時まで）